

青森県報

第三千九百号

平成二十六年
九月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

公印の印影を印刷することができる文書の一部改正……………	(総務学事課)	…	一
生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課)	…	一
右 同……………	(同)	…	一
右 同……………	(同)	…	二
右 同……………	(同)	…	二
右 同……………	(同)	…	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	三
右 同……………	(同)	…	四
右 同……………	(同)	…	四
出先機関……………	(中 南 地 域)	…	五
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………	(県 民 局)	…	五
選挙管理委員会……………	(同)	…	五
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事 務 局)	…	五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同)	…	六
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同)	…	六

告 示

青森県告示第六百八十四号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号（公印の印影を印刷することができる文書）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

第五十二号を第五十三号とし、第三十号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号の次に次の一号を加える。
三十 特定医療受給者証

青森県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム やすらぎの郷	南津軽郡田舎館村大字 畑中字藤巻一八〇の三	地域密着型介護老人福祉施設	平成 二六・五・一

青森県告示第六百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者		名 称	居宅介護事業所	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類		所在地	指定年月日
株式会社クイラス	八戸市西白山台五丁目三の二一七	福祉用具貸与	クイラスケアサービス	八戸市西白山台五丁目三の二一七	平成二六・八一
株式会社池田介護研究所	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	通所介護	かなえるデイサービスまる	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	二六・七一
株式会社杏苑	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	訪問看護	訪問看護ステーションあんとずの里	黒石市大字牡丹平字福民西七四の二二	二六・七一五
亀田邦彦	三沢市緑町一丁目二の五	居宅療養管理指導	岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	二六・五七

青森県告示第六百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者		名 称	居宅介護支援事業所	
	主たる事務所の所在地	指定年月日		所在地	指定年月日

株式会社池田介護研究所	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	居宅介護支援事業所まる	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	平成二六・七一
-------------	------------------	-------------	------------------	---------

株式会社NE	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	あつき居宅介護支援事業所	五所川原市大字豊成字田子ノ浦三の三五	二六・五一
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町九字田狭沢四〇の九	公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所	上北郡野辺地町九字田狭沢九の二	二六・六一

青森県告示第六百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特定福祉用具販売事業者		名 称	特定福祉用具販売事業所	
	主たる事務所の所在地	指定年月日		所在地	指定年月日
株式会社クイラス	八戸市西白山台五丁目三の一七	クイラスケアサービス	八戸市西白山台五丁目三の一七	平成二六・八一	

青森県告示第六百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日	
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	指定年月日
株式会社クーラス	八戸市西白山台五丁目三の三七	介護予防福祉用具貸与	クーラスケアサービス	八戸市西白山台五丁目三の三七	平成二六・八一
株式会社池田介護研究所	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	介護予防通所介護	かなえるデイサービスまる	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	平成二六・七一
株式会社杏苑	黒石市大字杜丹平字福民西七四の二二	訪問看護	訪問看護ステーションあんとずの里	黒石市大字杜丹平字福民西七四の二二	平成二六・七五
社会福祉法人至誠会	十和田市大字不動字山中一の一	介護予防通所介護	デイサービス白菊苑	十和田市東三番町九の七一	平成二六・七一
亀田邦彦	三沢市緑町一丁目二の五	介護予防居宅療養管理指導	岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	平成二六・五七

青森県告示第六百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社クーラス	八戸市西白山台五丁目三の三七	クーラスケアサービス	八戸市西白山台五丁目三の三七	平成二六・八一

青森県告示第六百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社池田介護研究所	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	かなえるデイサービスまる	八戸市大字長苗代字内舟渡七三の三	平成二六・七一
株式会社クーラス	八戸市西白山台五丁目三の三七	クーラスケアサービス	八戸市西白山台五丁目三の三七	平成二六・八一

青森県告示第六百九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社池田 介護研究所	八戸市大字長苗 の内三	居宅介護支援事 業所まる	八戸市大字長苗 の内三	平成 二六・七 一
株式会社NE	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	あつき居宅介護 支援事業所	五所川原市大字 豊成字田子ノ浦 三の三五	二六・五 一
北部上北広域 事務組合	上北郡野辺地町 九字田狭沢四〇の	公立野辺地病院 指定居宅介護支 援事業所	上北郡野辺地町 字鳴沢九の一 二	二六・六 一

青森県告示第六百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	株式会社クイ ラス	主たる事務所の 所在地	八戸市西白山台 五丁目三の一七	指定 年月日	平成 二六・八 一
特定福祉用具販売事業所	クイラスケアサ ービス	所 在 地	八戸市西白山台 五丁目三の一七		

青森県告示第六百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	株式会社クイ ラス	主たる事務所の 所在地	八戸市西白山 台五丁目三の 一七	介護予防 事業の種類	介護用具 貸与	名 称	クイラスケア サービス	所 在 地	八戸市西白山 台五丁目三の 一七	指 定 年 月 日	平成 二六・八 一
介護予防事業所	株式会社池田 介護研究所	八戸市大字長 苗代字内舟渡 七三の三	介護予防 通所介護	かなえるデ ィーサービス まる	八戸市大字長 苗代字内舟渡 七三の三						二六・七 一

青森県告示第六百九十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社クイラス	主たる事務所の所在地 八戸市西白山台五丁目三の一七	名 称 クイラスケアサービス	所 在 地 八戸市西白山台五丁目三の一七	指 定 年月日 平成 二六・八・一
特定介護予防福祉用具販売業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、長瀬堰土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月二十六日

中 南 地 域 県 民 局 長 高 原 至 智

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十六年九月二十九日から同年十月二十七日まで
- 三 縦覧の場所
弘前市役所

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 日本維新の会衆議院青森県第1選挙区支部	氏代表名者 升田 世喜男	氏会計責任名者 櫻庭 義明	主たる事務所所在地 青森市浜田字玉川一八七の四	年届月日出 平成 二六・八・一
政治団体の名称 日本維新の会青森県総支部	氏代表名者 升田 世喜男	氏会計責任名者 櫻庭 義明	主たる事務所所在地 青森市浜田字玉川一八七の四	年届月日出 平成 二六・八・一

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 気田量子後援会	氏代表名者 氣田 量子	氏会計責任名者 山田 沙恵	主たる事務所所在地 十和田市大字三本木字一本木沢一〇八の三	年届月日出 平成 二六・八・五
政治団体の名称 相川順子後援会	氏代表名者 奈良 順子	氏会計責任名者 三浦 和秋	主たる事務所所在地 北津軽郡鶴田町大字喜蒲川字笹田三九の三	年届月日出 平成 二六・八・二〇
政治団体の名称 小坂義貞後援会	氏代表名者 中村 和明	氏会計責任名者 小坂 昭人	主たる事務所所在地 上北郡七戸町字鉢森平一八一の二二三	年届月日出 平成 二六・八・三
政治団体の名称 たしまさとる後援会	氏代表名者 高松 由藏	氏会計責任名者 田嶋 享	主たる事務所所在地 上北郡東北町大字大浦字二津屋二七の二	年届月日出 平成 二六・八・六
政治団体の名称 山口たきじ後援会	氏代表名者 山本 文和	氏会計責任名者 佐々木 志郎	主たる事務所所在地 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一三四の二	年届月日出 平成 二六・八・六

沼田徳右衛門後援会	沼村 政志	沼尾 啓吉	上北郡東北町大字大浦字家ノ前四三の一	二六・八元
-----------	-------	-------	--------------------	-------

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
民主党青森県第4区総支部	代表者 山内 崇 会計責任者 佐藤 孝治	弘前市大字萱町三九の一	青森市安方二丁目五の一〇	平成二六・八七
自由民主党横浜町支部	代表者 澤谷 松大 主たる事務所の所在地 上北郡横浜町字中畑四七の二	上北郡横浜町字百目木九二の三	上北郡横浜町字三	二六・八八
自由民主党鶴田町支部	代表者 渋谷 光正 主たる事務所の所在地 北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字掛元五	北津軽郡鶴田町大字中野字種元三一の一	北津軽郡鶴田町大字中野字種元三一の一	二六・八元
代表者 太田 良一 会計責任者 渋谷 光正				

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
齊藤渡後援会	政治団体の名称	齊藤渡後援会	齊藤進後援会	平成二六・八一
越前陽悦後援会	代表者	山崎 隆一	二本柳 富雄	二六・八六
中村ひろし後援会	代表者	小野 忠男	小田桐 信勝	二六・八三
日本精神科病院青森県政治連盟	代表者	田崎 博一	村上 惇	二六・八三
山内崇後援会	代表者	新谷 徹	福井 宏	二六・八三
渋谷てつかずサポートクラブ	代表者	山内 明	長内 敏行	二六・八三
渋谷てつかず後援会	代表者	青森市大字新城三〇二	青森市大字新城一〇〇	二六・八六
	代表者	青森市大字新城三〇二	青森市大字新城一〇〇	二六・八六

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年九月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

山口たきじ後援会	政治団体の名称
平成二〇・三・三	解散年月日
平成二六・八・二六	届出年月日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭